

ゆとりぎに

杏林ポストを設置しました

羽村市と杏林大学は、平成22年6月の包括連携協定の締結以降、さまざまな事業に連携して取り組んでいます。

連携事業では、ゆとりぎでの公開講演会、小学校での英語教育、はむら夏まつりや産業祭、商店街活性化事業、はむら若者フォーラムなどに、杏林大学の教員や学生が積極的に参加しています。

そこで、この連携事業のさらなる充実を図るため、羽村市と杏林大学の取組みを紹介するパネルや、市民の皆さんからの疑問や課題を募集する杏林ポストを設置しました。

疑問や課題を伺います

まちづくりや生涯学習、健康づくり活動など「まち」の活性化に向けて活動している市民の皆さんの、疑問や活動をする上での課題を聞かせてください。

ゆとりぎ情報コーナーに設置している書類に必要事項を記入し、杏林ポストに投函してください。

注意事項

□ 苦情や悩み事相談、行政への要望や陳情はご遠慮ください。
□ 内容によっては、希望に答えられない場合があります。

□ 杏林大学との連携事業について詳しくは、市公式サイトをご覧ください。

問合せ 杏林大学地域交流課 ☎ 042-691-8725 / 企画政策課企画政策担当(内) 314



▲杏林ポスト

◆ スイミングセンター教室案内 ◆

問合せ スイミングセンター ☎ 579-3210

教室名	対象	日時	定員	参加費
かんたんスイム & 健康ウォーキング	20歳以上の方	平成27年1月6日(火)～2月24日(火)の毎週火曜日(全8回) 午後1時～1時50分	20人	3,600円
幼児水泳教室(火曜日)	4～6歳の方(未就学児)	平成27年1月6日(火)～2月24日(火)の毎週火曜日(全8回) 午後3時～3時50分	20人	5,200円
幼児水泳教室(水曜日)	4～6歳の方(未就学児)	平成27年1月7日(水)～2月25日(水)の毎週水曜日(全8回) 午後3時～3時50分	20人	5,200円
幼児水泳教室(木曜日)	3～6歳の方(未就学児)	平成27年1月8日(木)～2月26日(木)の毎週木曜日(全8回) 午後3時～3時50分	20人	5,200円
幼児水泳教室(金曜日)	4～6歳の方(未就学児)	平成27年1月9日(金)～2月27日(金)の毎週金曜日(全8回) 午後4時～4時50分	20人	5,200円
小学生水泳教室(水曜日)	小学生(中級は16歳以上の保護者の送迎が必要)	平成27年1月7日(水)～2月25日(水)の毎週水曜日(全8回) 初級…午後4時～4時50分 中級…午後5時～5時50分	各40人	4,800円
小学生水泳教室(金曜日)	小学生(16歳以上の保護者の送迎が必要)	平成27年1月9日(金)～2月27日(金)の毎週金曜日(全8回) 初級…午後5時～5時50分 中・上級…午後6時～6時50分	初級…40人 中級…20人 上級…30人	4,800円
小学生水泳教室(土曜日)	小学生	平成27年1月10日(土)～2月28日(土)の毎週土曜日(全8回) A: 初・特級…午前11時～11時50分 中・上級…正午～午後0時50分 B: 初・特級…午後2時～2時50分 中・上級…午後3時～3時50分	A・Bともに初級…40人 中・上級…各20人 特級…10人	4,800円
小学生水泳教室(日曜日)	小学生	平成27年1月4日(日)～2月22日(日)の毎週日曜日(全8回) 初級…午前11時～11時50分 中級…正午～午後0時50分	各40人	4,800円
大人水泳教室	中学生以上(中学生は16歳以上の保護者の送迎が必要)	平成27年1月4日(日)～2月22日(日)の毎週日曜日(全8回) 午後7時～8時50分	40人	6,800円

各教室の申込み いずれも、12月7日(日)～21日(日)の午前9時から午後10時までに、スイミングセンターまたはスポーツセンターにある申込用紙に必要事項を記入し、直接スイミングセンターへ
※参加費には「全8回分の入場料・保険料」が含まれています。なお、いずれも先着順です。
※幼児水泳教室はすべて16歳以上の保護者の送迎が必要です。

「ご存じですか？」 「成年後見制度」

問合せ 制度について…：社会福祉課庶務係①112
 ／利用支援について…：高齢福祉介護課地域包
 括支援センター係①197、障害福祉課障害者支
 援係①185、健康課健康推進係①624

○一人では契約やお金の管理が難しい…

○悪徳商法などの被害が心配…

○今後について備えておきたい…

そんなとき、「成年後見制度」の利用を考えてみて
 はいかがでしょうか。

成年後見制度とは、認知症や知的障害・精神障害な
 どにより判断能力が十分ではない方の財産管理や身
 上監護（日常生活でのさまざまな契約など）を支援し
 ていく制度です。後見人等が本人に代わって契約な
 どを行ったり、本人のみで行った不利益な契約行為を
 取り消したりするなど、本人を保護し援助を行います。
 成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度
 の2つの制度があります。

◇法定後見制度（判断能力の不十分な方）

法定後見制度は、利用する方の判断能力の程度に
 応じて、後見・保佐・補助の3つに分かれます。

法定後見制度を利用するまでの流れ

本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てを行
 います（羽村市の管轄は東京家庭裁判所立川支部）。

①申立ての準備 申立てに必要な書類の準備（戸籍謄
 本や医師の診断書など）、申立日予約

- ②申立ての当日 申立書類の審査、面接
- ③審理 調査官の調査、親族への照会、鑑定など
- ④審判 後見人等を誰にするかを裁判官が判断
- ⑤審判確定
- ⑥後見登記 成年後見人等による支援開始

■申立てについての問合せ 東京家庭裁判所立川支
 部後見係 ☎042-1845-10324・0325

■法定後見制度（判断能力の不十分な方）

名称	後見	保佐	補助
対象となる方 (本人)	判断能力がまっ たたくない方	判断能力が著し く不十分な方	判断能力が不 十分な方
申立てができる 方(申立人)	本人、配偶者、親・子・孫など直系の親・子・ 兄弟姉妹、おじ、おば、甥、姪、いとこ、配偶者の親・子・ 兄弟姉妹、市区町村長、検察官など	本人、配偶者、親・子・孫など直系の親・子・ 兄弟姉妹、おじ、おば、甥、姪、いとこ、配偶者の親・子・ 兄弟姉妹、市区町村長、検察官など	本人、配偶者、親・子・孫など直系の親・子・ 兄弟姉妹、おじ、おば、甥、姪、いとこ、配偶者の親・子・ 兄弟姉妹、市区町村長、検察官など
申立てについての 本人の同意	不要	不要	必要
医師による鑑定	原則として必要	原則として必要	原則として不要
成年後見人等が 同意または取り 消すことができる 行為	日常の買い物なる 日常生活に関する 行為以外の行為	重要な財産関係 の権利失ったり する行為など	申立ての範囲 内で裁判所が 定める行為 (本人の 同意が必要)
成年後見人等に 与えられる代理権	財産に関するす べての法律行為	申立ての範囲 内で裁判所が 定める行為 (本人の同意が必要)	申立ての範囲 内で裁判所が 定める行為 (本人の 同意が必要)

成年後見人等には、配偶者や親族・知人以外でも、法律や福祉の専門家、または法人など、本人にとって最も適任と思われる方を家庭裁判所が選任します。

◆任意後見制度（判断能力のある方）

任意後見制度は、本人の判断能力が不十分になっ
 た場合に備えて、契約により任意の後見人を決めて
 おく制度です。

任意後見制度を利用するまでの流れ

- ①内容の検討 本人と任意後見を依頼された方(任意
 後見受任者) が任意後見の内容を話し合う
 - ②公正証書作成 本人と任意後見受任者が公証役場
 で正式に契約を交わす
 - ③判断能力が不十分になったとき 家庭裁判所に任
 意後見監督人選任の申立てを行う
 - ④任意後見監督人選任 監督人の選任後、任意後見
 受任者は正式に任意後見人の支援を開始する
- 任意後見制度についての問合せ 立川公証役場
 ☎042-1524-1279

「ふくし（権利擁護等）法律相談」

羽村市社会福祉協議会では、判断能力が不十分
 な方の権利擁護相談や福祉サービス利用について
 の相談を受け付けています。また、毎月第4水曜
 日に弁護士による「ふくし（権利擁護等）法律相
 談」を行っています。成年後見制度の活用、財産管
 理、権利侵害、福祉サービス利用の際の苦情など
 の相談に無料で応じています。ぜひ、活用してくだ
 さい。

問合せ 社会福祉協議会 ☎554-10304